

## 中小企業金融円滑化に向けた取組みについて

当金庫は、中小企業をはじめとする地域の皆さまに、必要な資金を安定的に供給し、サポートが必要なお客さまには経営改善支援を行うなど、一貫して地域と共に歩んでまいりました。

地域経済の冷え込みによって、地元企業の資金繰りはこれまでにない厳しい状況が続いております。当金庫では、こうした取組みを自らの社会的使命と考え、非営利性と相互扶助の経営理念のもと、中小企業の事業活動の円滑な遂行と住宅ローンを抱えるお客さまの生活の安定を金融の面からサポートするなど、地域金融の円滑化に対して真正面から取り組んでいるところです。

特に、お客さまから貸出条件の変更などを求められた場合には、その要請を真摯に受けとめ、お客さまの経営実態や抱えている課題を十分に把握したうえで、課題の解決に必要な貸出条件の変更などのきめ細かな対応に努めております。

今般、「中小企業金融円滑化法」の施行によって、中小零細企業や個人のお客さまに対するご融資について、信用金庫においても柔軟な対応に努めることが求められることになりました。

当金庫では、これまでの基本的な考え方をより明確にし、役職員に対して周知徹底を図るとともに、法律の趣旨を踏まえ、お客さまからの要請に対してより円滑に対応できるよう、経営陣の主導のもとに金融円滑化管理の体制を整備することによって、貸出条件の変更などの対応状況やその実効性を把握・検証しながら、中小企業等の金融円滑化に向けて、適切かつ積極的に取り組んでまいります。

以上

### ◇ 金融円滑化に関するお問い合わせ等 ◇

- ご相談・お問い合わせ窓口 受付時間 平日 8:45~17:00
  - ・中小企業の皆さま お取引店 又は  
本店 審査部 電話 076-233-1135 (直通)
  - ・住宅資金ご利用の皆さま お取引店 又は  
本店 営業推進部 電話 076-233-1134 (直通)
- ご意見・ご要望・苦情窓口 受付時間 平日 8:45~17:00  
本店リスク管理室内 ほくしん よろず相談所 電話 076-233-1175 (直通)

お電話によるお問い合わせ等のほか、《ほくしん》WEBサイトの送信フォームをご利用いただけます。